平成２４年（フ）第１２号
大分県豊後高田市香々地4706番地１
債務者　市耒　英子（旧姓榎本）
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月21日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２号
宮城県石巻市沢田字折立入61番地２　養護老人ホーム万生園、開始決定時の住所宮城県石巻市広渕字新田71番地
破産者　増子　長一
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３９９４号
北海道札幌市東区北49条東10丁目11番12号高橋方、破産手続開始決定時の住所札幌市豊平区月寒東２条18丁目11番６号
破産者　名須川光明
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―19―305、旧住所埼玉県北本市二ツ家１丁目374番地　マリオン北本114
破産者　増田　哲雄
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３５号
横浜市中区松影町１丁目４番地５　グランフォース横浜関内204号室
破産者　丸尾　達也
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９１号
横浜市瀬谷区二ツ橋町545番地17　ルミエール三ツ境102
破産者　松原美千代
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７８７号
横浜市旭区白根６丁目51番14号
破産者　小久保桂子（旧姓小野寺）
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９２２号
大阪府東大阪市新庄西６番21―912号、前住所大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目12番11号
破産者　井上　弓子
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５号
盛岡市南仙北１丁目20番26号、旧住所盛岡市仙北２丁目５番11号
破産者　藤原　信也
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２５号
岩手県九戸郡洋野町種市第28地割66番地24新南舘ハイツ１号館５号室、破産手続開始決定時の住所岩手県九戸郡洋野町種市第23地割27番地
破産者　太田　典克
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第４２号
岩手県二戸市米沢字荒谷42番地２
破産者　小野寺克則
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第３６号
秋田県湯沢市内町６番22号
破産者　由利　豊助
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第７６号
福島県白河市旭町３丁目101番地　レオパレスエスポワール202号室、前住所福島県白河市白坂愛宕山147番地61
破産者　大木　伸夫
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
茨城県古河市長谷町28番22号、開始決定時の住所茨城県古河市桜町20番38号
破産者　齋藤　知成
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８２２号
京都市右京区宇多野御池町26番地12
破産者　竹内鉄工所こと　竹内　憲世
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
奈良市大宮町３丁目２番47―802号、開始決定時の住所奈良市芝辻町３丁目３番15号
破産者　木村　誠治
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所